



88

**Elevating
Impact**

www.theiia.org

Annual Certification Renewal Policy

認定資格年次更新ポリシー

認定資格プログラムの諸要件



The Institute of
Internal Auditors
Global

目次

1.	はじめに	2
2.	資格更新手続きの要件	2
2.1.	年間CPE単位	2
2.2.	倫理研修	3
2.3.	「基準」への適合	3
2.4.	倫理および専門性の基準に関する遵守の宣誓	3
2.5.	履行困難による適用免除	3
3.	年次報告期間	3
4.	CPE認定活動	4
4.1.	研修プログラム	4
4.1.1.	CPE単位の計算方法	4
4.1.2.	研修対象分野	4
4.2.	その他のCPE認定活動	5
4.2.1.	資格取得	5
4.2.2.	公表文献の執筆または寄稿	5
4.2.3.	公表文献の翻訳	6
4.2.4.	講演活動	6
4.2.5.	IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等	7
4.2.6.	外部評価者としての活動	7
5.	資格更新手続き方法	7
5.1.	資格更新料	8
5.2.	資格更新手続きの期限	8
5.3.	資格更新手続きの不履行	8
5.4.	CPE単位を取得できなかった場合	8
5.5.	CPE監査	8
6.	CPE単位取得の証拠資料	9

1. はじめに

今日のビジネス環境において、組織体のニーズに対応する内部監査人に影響を及ぼす、目まぐるしい変化や新たなリスクが生じています。このため、内部監査人が専門職として、適切なアシュアランスおよびコンサルティング業務を提供するために求められる知識やスキルは絶えず変化しています。「グローバル内部監査基準」は、自らの職責を果たすために必要な「知識、技能およびその他の能力」を継続的な専門的能力の開発を通じて備えることを求めています。このことは内部監査人が、常に有能な内部監査の専門職であるための能力保持を支援するものです。

IIA 認定資格保持者は、継続的に専門能力を開発することが義務付けられています。本資料では、以下の IIA 認定資格に関する継続的教育制度（CPE）の要件や資格更新手続きについて説明いたします。

- Certified Internal Auditor® (CIA®：公認内部監査人)。
- Certification in Risk Management Assurance® (CRMA®：公認リスク管理監査人)。
- Certification in Control Self-Assessment® (CCSA®：内部統制評価指導士)。
- Certified Government Auditing Professional® (CGAP®：公認公的部門監査人)。
- Certified Financial Services Auditor® (CFSA®：公認金融監査人)。
- Internal Audit Practitioner® (IAP®)。
- Qualification in Internal Audit Leadership® (QIAL®)。

2. 資格更新手続きの要件

IIA は、資格保持者に対し、本資料で説明されている諸要件を満たし、毎年資格更新手続きをおこなうことを求めています。資格更新手続きは、それぞれの資格保持者が内部監査実務への従事、非従事、または退職者であるかによって異なります。退職者については、資格更新手続きが免除されています。退職された方は、資格管理システム（[CCMS](#)）を通じて資格のステータスの変更手続きをおこなう必要があります。IIA は、退職状況の正確性を確認するため、申告した内容に対して無作為に監査を行う場合があります。申告時に虚偽の情報を提供した場合、資格剥奪を含む懲戒処分を受ける可能性があります。

資格のステータスを「有効（Active）」とし続けるためには、以下のことが必要です。

- 毎年、必要なCPE単位を満たすための活動を実施したことの宣誓。（具体的な要求事項は、保持資格、内部監査実務への従事・非従事により異なります。）
- 毎年、2 時間以上の倫理研修を受講し、実施したことの宣誓。
- IIAの『基準』への適合の宣誓。
- 『倫理綱要』遵守の宣誓。

これらの要求事項および履行困難な場合の免除申請に関する詳細は、以下をご確認ください。

2.1. 年間CPE単位

CPE の年間必要単位は、保持資格、内部監査実務への従事・非従事により異なります。

内部監査実務	定義	資格称号の使用	年間CPE単位 CIA	年間CPE単位 CCSA/CGAP/CFSA/ CRMA/IAP/QIAL
従事	内部監査実務に従事している	可	40	20
非従事	内部監査実務に従事していない	可	20	10
退職	すでに現役を退いている	可	0	0

複数の資格保持者は、CCSA、CGAP、CFSA、CRMA、IAP、QIAL で取得した CPE 単位をCIA で求められるCPE 単位の一部として適用することができます。例えばCIA とCRMA の両方を保持する方で、40 単位に相当する内部監査とリスク・マネジメントのアシュアランスに関する研修を修了すれば、その単位は CIA と CRMA 両方の CPE 要件を満たすために適用することができます。

研修プログラムの内容、CPE 単位の計算方法、適用カリキュラム、および資格保持者が CPE 単位を取得するその他の活動については、以下に示される CPE 認定活動をご参照ください。

2.2. 倫理研修

資格保持者は、毎年2時間以上の倫理に関する研修を修了することをCPEの要件として求められます。倫理研修で取得した単位は、年間CPE単位の一部として適用することができます。IIA は特定の倫理研修プログラムを指定しておりませんが、毎年、報告期限内に修了することを求めています。

2.3. 「基準」への適合

PCB(Professional Certifications Board/IIA 専門職資格審議会)は、資格保持者が「基準」を含む IIA の「専門職の実施の国際フレームワーク (IPPF)」の「必須のガイダンス」について認識し、理解することを求めています。さらに IIA は、資格保持者に対し、「基準」に関連する教育研修プログラムの受講を推奨しています。資格保持者は「基準」を毎年見直し、「基準」に従って内部監査業務を実施しているかどうかを自己判断し、その適合または不適合を IIA に報告しなければなりません（ただし「基準」への不適合は、直ちに資格のステータスの変更を意味するものではありません）。

2.4. 倫理および専門性の基準に関する遵守の宣誓

資格保持者は、IIAが定めた倫理および専門性の基準を遵守しなければならず、違反行為がある場合は必ず報告しなければなりません。具体的には、毎年、以下のことについて宣誓することが求められます。

- IIAが定めた倫理および専門性の基準を遵守すること。
- IIAの社会的評価を損なう行為をしないこと。
- 倫理に関する2時間以上の研修を修了していること。
- 報告以前に有罪判決を受けた犯歴がないこと（資格保持者は、過去の犯歴について記載することも義務付けられています）。

2.5. 履行困難による適用免除

履行困難の正当な理由がある場合には、IIA 専門職資格審議会により要求事項の一部または 全部に対する免除が認められる場合があります。履行困難による適用免除については、状況を裏付ける資料の提出が必要です。免除を請求する資格保持者は、資格更新手続きの前にIIAに申請する必要があります。免除を申請する方は、資格更新の期限までに、CCMSのヘルプを通じて報告してください。

3. 年次報告期間

年次報告期間は、毎年1月1日を起点とし、毎年12月31日が締め切りとなっています。CPE報告は、毎年12月31日までにCCMSを介して完了しなければなりません。

初めて認定された場合、初回の更新期間は認定日から始まり、翌年の 12 月 31 日に終了します。（たとえば、2022 年 2 月 20 日に新しく認定を取得した個人は、2022 年2月20日より CPE の取得を開始できますが、2023 年 12 月 31 日に更新期間が終了するため、2022年に資格更新手続きを行う必要はございません。）

* 日本または韓国で資格を取得された方は、それぞれの国の代表機関を通じて年次更新の手続きを行います。申請期間については別途お知らせいたします。

4. CPE認定活動

IIA は資格保持者が、質の高い研修プログラムを通じて、継続的専門能力の要求事項を満たし、高度な専門職を維持することを求めています。各資格保持者自身が専門職として、PCB が示す本趣旨への適合性を判断し、証明することは資格保持者としての責務です。

4.1. 研修プログラム

資格保持者が CPE 単位を取得するうえで、有効な方法の一つが研修プログラムの受講です。研修プログラムの受講により、必要とされる年間 CPE 単位すべてを満たすこともできます。そのため、IIA 専門職資格審議会を受講する研修プログラムが質の高い内容であるための要件を設定しています。詳細につきましては、以下の事項をご確認ください。

- 資格保持者の専門能力開発に貢献するもので、主催団体による正規の研修プログラムであること。
- 教育レベルまたは実務経験等、受講対象が明確であること。
- （例：内部監査初心者、管理者向け、等）
- 当該研修内容の専門家や、内容に精通した講師により実施されるプログラムであること。
- 最新の研修内容であること。
- プログラムの修了または参加を証明する資料（例：修了証明書、等）および付与されるCPE単位（受講時間等）が識別可能な資料があること。

前述の要件に適合すると思われる事例として以下の研修プログラムが挙げられます。

- 各国や地域の監査または会計専門団体が主催する研修会やカンファレンス
- 日本内部監査協会などIIAの国別代表機関が実施する講習会や大会
- 本研修プログラムの要件に適合した正式な社内研修プログラム
- 業種別または専門分野の団体等が主催する研修プログラム
- 大学が主催する内部監査関連専門コース（学士号または学位取得のためのコースは対象外）
- 本研修プログラムの要件に適合した、内部監査に関連する正式な通信および自己学習プログラム（修了証明書等、プログラムの修了または参加を証明する資料があることが条件）

4.1.1. CPE単位の計算方法

CPE 単位は、実際の受講時間を基本として、50 分間 = 1 CPE 単位で計算されます。ただし当該研修プログラムが 50 分未満の場合、10 分または 25 分単位で計上することが可能です。また上記の 50 分未満の研修プログラムによるCPE 単位は積算することが可能です。例えば、25 分間の研修コースが 5つある場合、これらを 125 分 = 2.5CPE 単位としてみなすことが出来ます。

4.1.2. 研修対象分野

各保持資格の対象領域に関する研修プログラムを受講するよう心がけてください。対象領域には各資格試験のシラバス等が含まれます。資格保持者は、継続教育を受けるべき関連する科目については各資格試験のシラバスをご参照ください。

認定資格名	試験シラバス
CIA	https://www.theiia.org/en/certifications/cia/exam-prep-resources/exam-syllabus/
CRMA	https://www.theiia.org/en/certifications/crma/exam-preparation-resources/exam-syllabus/

4.2. その他のCPE対象活動

資格保持者は、以下の CPE 認定活動*を通じて CPE を取得することもできます。

- 資格取得
- 公表文献の執筆または寄稿
- 公表文献の翻訳
- 講演活動
- IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等
- 外部評価者（内部監査の品質評価）としての活動

各活動の CPE 単位についての詳細は、以下をご参照ください。

*（注）本資料に記載されていない個別の活動については、各資格保持者ご本人が専門職として、PCB が示す本趣旨への適合性を判断し、適切に CPE 単位を計算してください。これらを自ら判断し、その適合性を証明することは資格保持者としての責務です。

4.2.1. 資格取得

資格取得	
IIA 認定資格以外の会計または監査関連専門資格取得による CPE 単位付与 （例：公認会計士、米国公認会計士、英国勅許公認会計士、不正検査士、等）	10
IIA 認定資格以外の資格取得における積算上限単位	40

4.2.2. 公表文献の執筆または寄稿

執筆または寄稿する対象文献は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する文献であることが要件となります。CPE の対象となる「公表文献」は 3つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリについて適用可能な CPE 単位には制限があり、また「公表文献」カテゴリ全体としての CPE 単位にも制限があります。

公表文献	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP/CFSA/ CRMA/IAP/QIAL
1. 公刊書籍の執筆または寄稿（200単語あたり1CPE単位）	25	10
2. 記事の執筆または寄稿（200単語あたり1CPE単位）	15	6
3. IIA認定資格試験の設問提供（IIAにより正式に承認された設問ごとに1CPE単位）〔英語による提出〕	20	10
公表文献に関する積算上限単位	25	10

4.2.3. 公表文献の翻訳

公表文献の翻訳は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する文献である場合は、CPE の対象となります。内部監査に直接関係のない論文や文献の翻訳については、これらの活動が内部監査の熟達した専門的能力の開発に寄与することを証明できる場合は適用が可能です。CPE の対象となる「翻訳」は 2つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリについて適用可能な CPE 単位には制限があり、また「翻訳」カテゴリ全体としての CPE 単位にも制限があります。

公表文献の翻訳	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP/CFSA/ CRMA/IAP/QIAL
1. 公表文献の翻訳（英文200単語あたり 1 CPE単位）	25	10
2. IIAの補足的ガイダンス（例：プラクティス・ガイド、GTAGなど）、調査報告書、記事、ブログの翻訳（英文200単語あたり1CPE単位）	15	6
公表文献の翻訳に関する積算上限単位	25	10

4.2.4. 講演活動

講演活動（セミナー、カンファレンス、社内トレーニングなど）を行う資格保持者は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する講演内容である場合は、CPE の対象となります。資格保持者は、講演時間の 50 分ごとに 1 CPE 単位が付与され、講演時間の 3 倍に相当する準備時間を CPE 単位の対象とすることができます。例えば、50 分間の講演を行う場合、講演自体に 1 単位、準備時間分として別途 3 単位、合計 4 単位が付与されます。当該講演を別の機会に実施する場合は、講演時間のみ対象とすることができます。

講演活動	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP/CFSA/ CRMA/IAP/QIAL
1. 初回の講演（講演時間＋準備時間）	25	10
2. 2回目以降の講演（講演時間のみ適用）	5	2
講演活動に関する積算上限単位	25	10

4.2.5. IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等

IIA 国際本部の各委員会やグローバル・ガイダンス策定または試験翻訳の品質レビュー活動への参加に対して CPE 単位が付与されます。CPE の対象となる本項目での活動は 3つのカテゴリに分類されます。CPE 単位には、カテゴリごとに付与される単位に制限があり、また本カテゴリ全体としての CPE 単位にも制限があります。

IIA 国際本部または IIA 国別代表機関、専門団体における委員会活動等	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP/CFSA/CRMA/IAP/QIAL
1. IIA国際本部の理事会または委員会メンバーとして、IIAや日本内部監査協会（IIA Japan）など国別代表機関や内部監査に関連する専門団体の諸活動参加（50分に対し1CPE単位）	15	10
2. IIA国際本部のグローバル・ガイダンス策定活動（IPPFの補足的ガイダンス策定ごとに5CPE単位）	10	5
3. IIAが実施する試験翻訳の品質レビュー活動（50分に対し1CPE単位）	20	10
IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等に関する積算上限単位	20	10

4.2.6. 外部評価者としての活動

外部評価者（内部監査の品質評価）としての活動に対して CPE 単位が付与されます。CPE 単位は、オンラインでの実働時間のみが対象となり、事前準備や報告書作成などに有した時間は対象となりません。CPE 単位には、カテゴリごとに付与される単位、また「外部評価者としての活動」カテゴリ全体としての CPE 単位にも制限があります。

外部評価者としての活動	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP/CFSA/CRMA/IAP/QIAL
1. IPPFが定義する内部監査活動の自己評価と独立した検証	5	5
2. 「フル外部評価」（評価先での活動が 1 週間）	10	5
3. 「フル外部評価」（評価先での活動が 2 週間）	20	10
外部評価者としての活動に関する積算上限単位	20	10

5. 資格更新手続き方法

資格保持者（内部監査実務に従事および非従事のいずれも）は、毎年、保持資格を維持するための資格更新手続きが求められます。この手続きは、CPE に関する要求事項がすべて満たされている旨を宣誓する手続きです。

5.1. 資格更新料

資格更新料は、入会状況、保持資格、および登録国によって異なります。（日本で受験登録された資格保持者は、日本内部監査協会が設定する資格更新料が適用されます。）

注意：資格更新料の支払いが完了しますと、原則として返金することはできません。また、更新の手続きが完了し、IIAによって承認された場合、またはCPE監査の対象に選ばれた場合、返金の対象外となります。資格更新料を支払う際に提示された金額が間違っていると思われる場合は、支払いの手続きを進めずにCCMSのヘルプより新規案件を開いてお問い合わせください。追って担当者からご連絡をいたします。

5.2. 資格更新手続きの期限

当該年の資格更新手続きは毎年 12 月 31 日までに完了しなければなりません。IIAは、本文書に概説された要件を満たした資格保持者に対して、認定状を発行します。

5.3. 資格更新手続きの不履行

12月31日までに資格更新手続きを完了できなかった場合、自動的に資格のステータスが「有効 (Active)」から「資格停止の猶予期間 [Inactive(Grace-period)]」となります。その後 24ヶ月以上、「資格停止の猶予期間 [Inactive(Grace-period)]」の状態が続いた場合は、自動的に「資格取消 [Revoked]」となります。

「資格取消 [Revoked]」となった場合は、認定状は直ちに無効となり、さらに資格保持者 (CIA、CRMA、その他の資格) であると名乗ることはできず、また名刺等に記載することもできません。「再認定」を希望する場合は、再認定の申請手続きを行う必要があります：

- CIAプログラム：パート1試験に合格する必要があります。
- CRMAプログラム：CRMA試験に合格する必要があります。
- IAPプログラム：パート1試験に合格する必要があります。

廃止された認定プログラム (CCSA、CFSA、CGAP、QIAL) については、再認定の規定はございません。

5.4. CPE単位を取得できなかった場合

当該年に必要な単位を取得できなかった資格保持者は、資格更新を完了することはできません。必要な単位を取得した場合のみ、資格更新を完了することができます。

報告期間中に必要な単位を取得できなかった資格保持者は、不足した単位を補うために次年に取得した単位を適用することができます。ただし、前年の更新時に適用された単位を当該年の要件を満たすために適用することはできません。直前の更新期間で取得した余剰 CPE 単位は、今年の不足分を補うために使用できます。たとえば、前の期間に 60 CPE単位を取得した場合、現在の報告期間に最大 20CPE単位を繰り越しで適用することができます。

5.5. CPE監査

毎年、IIA より指名された資格保持者に対し、「CPE監査」が実施されます。指名された CPE監査対象者は、IIA に CPE 単位取得の証拠資料を提出する必要があります。定められた期限内に資料提出がなかった、または必要要件が満たされていないと認められた資格保持者は、自動的に資格のステータスが「資格取消 [Revoked]」となります。（資格取消に関する内容は項目5.3を参照）

CPE 監査の結果、個人の CPE単位の不足が明らかになった場合、対象者には6ヶ月の猶予期間が与えられ、その間に不足している単位を取得し、証拠資料をIIAに提出することが認められます。万一、書類の改ざんや非倫理的な行為が発覚した対象者は、IIA の専門職責任・倫理委員会に報告され、さらなる調査が行われます。

6. CPE単位取得の証拠資料

前述のとおり、CPE 単位取得の証拠資料（例：研修プログラムの修了証明書など）は、更新時に提出する必要はありません。ただし、CPE 単位取得の証拠資料は、少なくとも3 年間保管し、IIA の要請があれば、いつでも提出できるよう自己管理をお願い致します。CPE 単位取得の証拠資料には以下の情報が求められます。

- 参加プログラムの名称及び内容の説明
- 受講日または参加日
- 実施された場所
- 主催者名
- 主催者より指定されているCPE単位（またはCPE単位の根拠となる受講時間等）
- 修了証明書、受講証明書、またはその他、活動内容を証明できる資料
- 公表文献、講演活動、委員会参加、その他活動参加を証明できる資料

内部監査人協会 (IIA) は、265,000 人を超える世界中の会員を擁する非営利の国際専門協会であり、世界中で 200,000 人を超える公認内部監査人 (CIA) 認定資格を授与しています。1941 年に設立された IIA は、国際基準、認定資格、教育、研究、技術指導における内部監査専門職のリーダー的団体として国際的に認められています。詳細については、theiia.org をご覧ください。